

	改 正 案	現 行
	（短期投資法人債の発行の要件）	（短期投資法人債の発行の要件）
3 法第百三十九条の十三第一号ハに規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。 （削る）	2 法第百三十九条の十三第一号ハに規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。	2 法第百三十九条の十三第一号ハに規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。
1 いづれかの特定短期投資法人債（発行を予定する短期投資法人債の発行により調達した資金をもつて償還が行われる短期投資法人債をいう。以下本条において同じ。）が第一項第一号から第三	二〇四 （略）	二〇四 （略）
3 法第百三十九条の十三第二号に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。	二〇五 （略）	二〇五 （略）
1 いづれかの特定短期投資法人債（発行を予定する短期投資法人債の発行により調達した資金をもつて償還が行われる短期投資法人債をいう。以下本条において同じ。）が第一項第一号から第三	二〇六 （略）	二〇六 （略）

号までに掲げる目的により発行された場合であつて、発行を予定する短期投資法人債の元本の償還について、当該特定短期投資法人債の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあること。

二 いづれかの特定短期投資法人債が第一項第四号に掲げる目的により発行された場合であつて、発行を予定する短期投資法人債の元本の償還について、当該特定短期投資法人債の総額の払込みのあつた日から六月末満の日とする確定期限の定めがあること。

イ いづれかの特定短期投資法人債（発行を予定する短期投資法人債の発行により調達した資金をもつて償還が行われる短期投資法人債をいう。ロ及び次項において同じ。）が第一項第一号から第三号までに掲げる目的により発行された場合であつて、発行を予定する短期投資法人債の元本の償還について、当該特定短期投資法人債の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあること。

ロ いづれかの特定短期投資法人債が第一項第四号に掲げる目的により発行された場合であつて、発行を予定する短期投資法人債の元本の償還について、当該特定短期投資法人債の総額の払込みのあつた日から六月末満の日とする確定期限の定めがあること。

4 前項において、特定短期投資法人債（この項の規定により特定短期投資法人債とみなされる短期投資法人債を含む。）の発行により調達した資金をもつて償還が行われる短期投資法人債は、特定短期投資法人債とみなす。

4 前項第二号イ及びロにおいて、特定短期投資法人債（この項の規定により特定短期投資法人債とみなされる短期投資法人債を含む。）の発行により調達した資金をもつて償還が行われる短期投資法人債は、特定短期投資法人債とみなす。